

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱い（重要）

（令和3年10月25日現在）

「新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱い」の一部が再度、変更になりましたのでお知らせいたします。変更点については、太字にするとともに、下線を付けております。

対象者		出席停止の取り扱い	
感染者		出席停止	
濃厚接触者	児童本人	出席停止 ※検査結果陰性でも陽性者との最終接触の翌日から14日間は登校不可	
	同居家族	出席停止 ※濃厚接触者の検査結果が陰性であれば登校可（それまで出席停止）	
健康観察対象者（濃厚接触ではないが、陽性者との接触があった場合で、保健所がそれと判断した者）PCR検査を受ける	児童本人	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状が無ければ登校可	
	同居家族	検査結果が陰性であれば登校可（それまで出席停止）	
風邪症状があり PCR 検査を受ける	児童本人	出席停止 ※検査結果が陰性で、風邪症状が無ければ登校可	
	同居家族	出席停止 ※検査結果が陰性であり、風邪症状がなくなれば登校可。	
発熱等の風邪症状があるが、PCR 検査受検予定なし	児童本人	出席停止 ※風邪症状がなくなれば、登校可	
	同居家族	登校可	
症状はないが、念のために PCR 検査を受検する場合	【施設等で陽性者発生なし】	児童本人	登校可
	・スクリーニング ・入院・手術等	同居家族	登校可
		児童本人	出席停止
	【施設等で陽性者発生あり】	同居家族	登校可
・学級閉鎖による一斉 PCR 等			
基礎疾患がある児童が感染予防のため欠席		出席停止	
何ら症状等がない児童が「感染が不安」との理由で欠席する場合		出席停止	
児童本人のワクチン接種	接種のため欠席	出席停止	
	副反応のため欠席	出席停止	